

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月 24日	
愛知県知事 殿	
提出者 ユタカフーズ株式会社 住所 愛知県知多郡武豊町字川脇34-1 氏名 代表取締役社長 橋本 淳 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0569-72-1234	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ユタカフーズ株式会社本社工場
事業場の所在地	愛知県知多郡武豊町字川脇34-1
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	09：食品製造業
②事業の規模	売上高：15,750,832千円/年
③従業員数	359名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	動植物性残渣：中間処理業者を通じ、飼料・堆肥化 汚泥：中間処理業者により堆肥化 廃プラスチック類：中間処理業者を通じ、燃料・再資源化 紙袋：中間処理業者を通じ、再資源化 廃油：中間処理業者を通じ、再生・飼料化 木屑：中間処理業者を通じ、選別・木質燃料化 混合物：中間処理業者を通じ、選別・再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 工場長 (廃棄物処理総括責任者) 省エネ委員長 (廃棄物処理管理責任者) 工務課 (廃棄物処理管理者) ↳ 廃棄物管理委員会 (部門別廃棄物管理委員6名) ・ スープ課 ・ 即席麺課 ・ 生麺課 ・ 資材生産課 ・ 総務経理課 ・ 研究開発課		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組) ・ 2023年6月、生ごみ処理機を導入。(処理能力500Kg/日) 生麺課で製造しているチルド焼きそば格外品を中心に自社にて 処分。 生ごみ処理機での残渣が出ない消滅型処理機。	
② 計画	【目標】 別紙の通り	
	産業廃棄物の種類	産業廃棄物総量
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・ 排水処理設備からの脱水汚泥を10%まで乾燥させる設備を導入予定 (2024年1月頃) ・ 工場全体の目標として、毎月の産廃量を100トン未満に抑える 取り組み	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】(2024年度) 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥を乾燥させ、菌体肥料化2025年1月稼働予定		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・2023年6月、生ごみ処理機を導入。(処理能力500Kg/日) 生麺課で製造しているチルド焼きそば格外品を中心に自社にて処分。生ごみ処理機での残渣が出ない消滅型処理機。			
② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2023年度）実績】別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月、生ごみ処理機を導入。(処理能力500Kg/日)生麺課で製造しているチルド焼きそば格外品を中心に自社にて処分。生ごみ処理機での残渣が出ない消滅型処理機。 		

② 計画	【目標】2025年度 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		脱水汚泥
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・2024年1月、汚泥乾燥機導入予定 月50トンの脱水汚泥を水分10%まで乾燥させる。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

